

# 住宅用太陽光発電システム設置費を補助

4月1日(水)から申請受付開始

市は、市民の再生可能エネルギー利用促進のため、住宅に太陽光発電設備を設置する個人を対象に補助を行います。

●補助金額 太陽光発電システムの最大出力値1kw当たり2万円、上限8万円

●対象者 市内で自分が住むための住宅(店舗、事務所などとの併用可)に10kw未満の同システムを設置する人や未使用の同システムが設置された自分が住むための住宅を購入する人で、次の全ての要件を満たす人  
 ▷同システムの設置工事完了(電力会社と電力受給を開始)後、1か月以内、または来年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる人  
 ▷市に住民登録をしている人、または住民登録する予定の人  
 ▷市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない人  
 ※すでにこの制度で補助を受けた、あるいは市からの交付決定前に工事を着工したり、設置済みの建売住宅を



引き渡されたりした場合、補助金は交付しません。  
 ●申請方法 4月1日(水)から、柳川庁舎2階生活環境課環境係へ書類一式を直接提出(郵送不可)。書類は同係や市公式サイトから入手できます。  
 【問】市生活環境課環境係 ☎77・8485

# 児童手当の手続きは15日以内に

公務員に就職・退職の場合も手続きを

中学校卒業までの児童を養育している人に支給される児童手当は、子どもが生まれた日、他の市区町村から転入した場合、その翌日から15日以内に手続きが必要です。自営業や会社員などの場合は、現住所の市区町村に申請してください。



一方、公務員や臨時的任用職員などの場合は、勤務先から児童手当が支給されるため、その勤務先に申請する必要があります。特に次の場合は、その翌日から15日以内に勤務先と市子育て支援課に届出・申請をしてください。

- ▷公務員や臨時的任用職員などになった場合
- ▷退職などにより、公務員や臨時的任用職員などでなくなった場合
- ▷公務員や臨時的任用職員などで、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

【問】市子育て支援課児童家庭係 ☎77・8522

# 4月から支給される児童手当を見直し

児童扶養手当と特別児童扶養手当

4月から、児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が下表のとおり変わります。

■4月からの児童扶養手当、特別児童扶養手当の月額

児童扶養手当	児童1人の場合=1万180円~4万3160円(変更前1万1200円~4万2910円) ※児童2人のときは5100円~1万190円加算、児童3人以上のときは1人増えるごとに3060円~6110円加算されます。 ※所得額に応じて手当額は異なります。
特別児童扶養手当	▶重度障害児(1級)=5万2500円(変更前5万2200円) ▶中度障害児(2級)=3万4970円(変更前3万4770円)

※各手当とも、定められた額以上の所得があるときは支給されません。

【問】市子育て支援課児童家庭係 ☎77・8522

# ●狂犬病予防注射の日時と会場

期日	時間	会場
4月21日(火)	9:40~10:10	豊原コミュニティセンター
	10:25~11:00	六合コミュニティセンター
	13:30~14:10	大和漁村センター(中島コミセン)
	14:25~14:50	有明コミュニティセンター
	15:05~15:30	皿垣コミュニティセンター
4月22日(水)	9:00~9:30	大和コミュニティセンター
	9:45~10:15	市役所大和庁舎
	10:35~10:55	県柳川総合庁舎(今古賀)
	11:10~11:40	藤吉コミュニティセンター
	13:30~14:00	三橋生涯学習センター
4月24日(金)	14:15~14:40	垂見コミュニティセンター
	9:30~9:45	中山集会所・コミュニティセンター
	10:00~10:30	ニッ河コミュニティセンター
	10:50~11:20	矢ヶ部コミュニティセンター
	14:00~14:40	矢留うぶすな館
4月27日(月)	15:00~15:20	浜武漁業協同組合
	9:00~9:50	市立図書館蒲池分館
	10:05~10:20	中村公民館(蒲池)
	10:50~11:30	市民体育館
	13:30~14:00	柳川農協東宮永出張所
4月28日(火)	14:15~14:35	農村環境改善センター
	14:50~15:20	柳河ふれあいセンター
	9:05~9:50	就業改善センター
	10:05~10:35	七ツ家公民館
	10:50~11:05	沖田公民館(昭代)
5月8日(金)	13:30~14:20	有明まほろばセンター
	9:40~10:00	市役所大和庁舎
	10:30~10:50	三橋生涯学習センター
	13:40~14:00	有明まほろばセンター
	14:15~14:35	農村環境改善センター
5月11日(月)	9:40~10:00	就業改善センター
	10:30~10:50	市立図書館蒲池分館
	13:40~14:00	市民体育館
	14:15~14:30	矢留うぶすな館

市と県南筑後保健福祉環境事務所は、令和2年度の愛犬の登録と、狂犬病予防注射を実施します。登録は犬の生涯に1回行い、生後91日以上の犬への狂犬病予防注射は、必ず毎年1回受けてください。  
 ●予防注射の手数料 1頭につき3150円。支払いは左表の各会場でお願いします。なお、初めて登録する

る犬は、登録手数料が1頭につき3000円加算されます。  
 ※登録済みの犬の飼い主には、市から案内のしがきを送ります。会場には必ずしがきを持ってきてください。どの会場でも予防注射ができませんが、左表の日程で都合がつかないときは、次の動物病院でも登録と予防注射ができます。

▽やまもとペットクリニック(藤吉 ☎74・4175)  
 ▼デイジー動物病院(本町 ☎74・5551)  
 ▼プルービー動物病院(白鳥 ☎72・7208)  
 【問】市生活環境課環境係 ☎77・8485



# 愛犬への予防注射は飼い主の義務です

4月21日から狂犬病予防注射を開始、愛犬の登録も忘れずに

# あなたの犬や猫が迷惑をかけていませんか

犬や猫は私たちにとって身近な動物ですが、苦手な人やアレルギーを持っている人もいるため、飼い方によっては迷惑になることがあります。

●犬の放し飼いは危険 飼い犬を放し飼いにし、他人にかみついたなどの被害が出た場合、飼い主は責任を問われる場合があるので注意しましょう。

●犬のふんの後始末は飼い主の義務 散歩中に、飼い犬のふんを片付けるのは飼い主の義務ですが、中には道端や他人の敷地内にしたふんをそのままに

している飼い主もいるようです。犬を散歩させる時は、必ずふんを処理できる道具を携帯しましょう。

●猫は正しい飼い方で 猫は室内で飼いましょう。室内で飼うことで周辺に迷惑をかけないだけでなく、事故や病気から守ることもできます。

ペットを飼うときは、他人に迷惑をかけないようマナーを守り、最後まで責任を持って飼いましょう。登録犬を他人へ譲渡する場合や死亡した際は、市生活環境課環境係まで必ず連絡してください。